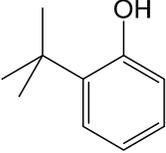


# 毒物及び劇物指定令の一部改正

H29.7.1施行

## 新しく劇物に指定された物質

	官報公示名	CAS Reg. No.	構造	備考
劇物	2- <i>t</i> -ブチルフェノール 及びこれを含有する製剤	88-18-6		OCCS在庫 20本

## 指定の変更及び指定が除外された物質

- 1) 亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤を毒物から劇物への指定変更。ただし、容量1L以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸0.000082%以下を含有するものを除く。
- 2) 下記の物質を劇物から除外
  - ・焼結した硫化亜鉛(II)
  - ・トリス(ジペンチルジチオカルバマト- $K^2S,S'$ )アンチモン5%以下を含有する製剤及びこれを含有する製剤
  - ・3-メチル-5-フェニルペンタ-2-エンニトリル及びこれを含有する製剤
  - ・3-(6,6-ジメチルビシクロ[3.1.1]ヘプタ-2-エン-2-イル)-2,2-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
  - ・無水マレイン酸1.2%以下を含有する製剤